

陳情第132号	受理年月日	平成27年12月14日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	門司区上藤松二丁目11-1 軸丸 智裕	
件名	日本国民の生存権保障改革について	
要旨	<p>国や国民は、現行法令に従い成人になるまでに適切に大人になるための教育を施さなければならない。また、国は、時代の変化に伴い、現行法令に従って国民の生活支援や職業訓練を行わなければならない。更に、憲法第25条において、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定めている。</p> <p>日本国内において、健康で文化的な最低限度の生活の保障とは、五体満足で、かつ、何者にも精神を干渉されず、自主・自立して生きており、衣類、食糧、住居に問題がない状態で、多少の趣味ができることをいうものと判断できるが、これより少ない権利でよいとする見解も日本国内に存在する。生活保護法によるべきか、最低賃金×就労日数×8時間によるべきか、それ以外の価値観なのかは、実質不明瞭な点がある。</p> <p>については、次のとおり措置していただきたい。</p>	
	記	
	1 憲法第25条の定める生存権が具体的にどういう基準であるのかを明確にすること。	
	2 上記1を踏まえた上で、国に対し、生活保護の現行制度に問題があるのかどうか審議し結論を出すよう求めること。	
	3 上記1と2の結論を比較検討し、次の内容について国に意見書を提出すること。	
	(1) 満18歳以上の日本国民の成人に対し、国は、生活保障として月10万円を無利子・無担保・無期限で貸出する義務を負う。ただし、月の所得が15万円を超えるときにはその限りではない。	

(続 く)

(2) 上記(1)の金員は、15万円以上の所得が発生したときより、その超えた分から一定額以上ずつ返済すればよい。

(3) 国民は、確定申告をする義務を負う。

(4) 前述の内容が成立した時点で、従来の生活保護の仕組みは廃止する。ただし、従来の制度の医療扶助、教育扶助、介護扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、児童手当は、適切に充実するよう見直す。